

現 場 説 明 書

1. 業 務 の 名 称 平成21年度 樋口地区用地調査

2. 現 場 説 明 会 本業務内容は、用地調査等請負契約書案、中部地方整備局競争契約入札心得（又は中部地方整備局随意契約見積心得）、図面、仕様書及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）によるものとし、現場説明会は実施しない。

3. 仕様書等に対する質問及び回答について

(1) 質問書提出期限 平成21年5月15日16時00分

(2) 質問書提出方法 電子メール又はFAXとする。（様式自由）
住所、商号又は名称、代表者氏名及び件名を記載すること。電子メールにて提出する場合は、国土交通省中部地方整備局ホームページ(<http://www.cbr.mlit.go.jp/>)より様式をダウンロードして記載するものとする。
なお、送信後電話で必ず着信の確認をすること。
電子メールアドレス tenjyokeiri@cbr.mlit.go.jp
FAX番号 0265-81-6419
電話番号 0265-81-6412

(3) 回 答 日 時 平成21年5月21日16時00分

(4) 回 答 方 法 メール又はFAXにて回答する。

説 明 事 項

1 入札（又は見積書の提出）について

- (1) この業務の入札（又は見積書の提出）に当たっては、指名通知書（又は見積依頼書）、図面、仕様書、中部地方整備局競争契約入札心得（又は中部地方整備局随意契約見積心得）、土木設計業務等委託契約書（案）又は測量調査等請負契約書（案）、用地調査等請負契約書（案）及びこの現場説明書をよく確認の上、入札書（又は見積書）を提出するものとする。
- (2) この業務の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 落札者（又は契約の相手方）の決定について

落札者（又は契約の相手方）の決定については、指名競争契約の場合は、入札を行った者のうち契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。随意契約による場合は、予定価格の範囲内であって、見積書を提出した者のうちから、経済的、技術的に有利と認められる者を契約の相手方に決定する。

なお、指名競争契約の場合は、

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条（同条第98条において準用する場合を含む。）の基準がある。
- (2) 基準価格を下回った入札が行われた場合には、入札を「保留」として終了し、調査の上、その結果を後日通知する。
- (3) 基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- (4) 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情徴収に協力するものとする。

3 契約書頭書の「調停人」について

発注者と受注者との協議により、調停人をあらかじめ選任することとなった場合は、この欄にその氏名を記入するものとする。

4 土木設計業務等委託契約書第29条及び測量調査等請負契約書第28条及び用地調査等請負契約書第27条について

- (1) 第4項の「業務委託料」又は「請負代金額」とは、損害を負担する時点における業務委託料等とする。
- (2) 1回の損害額が当初の業務委託料等の5/1000の額（この額が20万円を超えるときは、20万円）に満たない場合は、損害額に含めない。

5 前払金等の請求について

- (1) 前払金については契約締結後、保証事業会社の保証を得たときは、業務委託料等の30/100以内の前払金を請求することができる。
- (2) 部分払は、0回以内とする。

6 履行期間変更の場合の保証事業会社に対する通知について

土木設計業務等委託契約書第35条第3項及び測量調査等請負契約書第34条第3項、用地調査等請負契約書第33条第3項の規定による通知は、電話により、又は変更契約書の写しをファクシミリ等により送付することにより行うものとする。